(趣 旨)

第1条 この要領は、南知多町契約規則(昭和39年南知多町規則第1号)第21条に基づき、工事等の入札に参加する者を指名する場合の基準を定めるとともに、南知多町指名審査会(以下「審査会」という。)における指名競争入札の入札者及び随意契約の見積者の選定等に関する取扱い事項を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は、南知多町指名審査事務取扱規程(平成2年南知多町訓令第2号) (以下「取扱規程」という。)第8条に掲げるものとする。

(建設工事の等級区分)

第3条 土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、舗装工事及びその他工事は、それぞれ別表第1に定める工事の設計金額により等級を区分する。

(格付)

第4条 取扱規程第6条第1項に基づく入札参加資格申請による資格審査を行い、申請を受理した業者を対象に、別表第2に定める格付基準により、等級の格付をする。 (有効期間)

第5条 格付の有効期間は、格付の施行された日から次の格付の施行される前日までと する。

(選定基準)

- 第6条 建設工事について業者を選定しようとするときは、建設業法(昭和 24 年法律 第100号)(以下「法」という。)別表第一に掲げる建設工事の種類ごとに対応する許可を取得している業者でなければならない。
- 2 第3条に規定する工事については、別表第1に定める工事の設計金額による等級区分を別表第2の等級区分に当てはめ、同表に定める法第27条の29の規定に基づく総合評定値(以下「総合評定値」という。)を勘案して選定するものとする。
- 3 取扱規程第8条第2号から第4号までに規定する発注の種類については、種類別年間平均実績、自己資本額及び技術職員の数等を勘案して選定するものとする。
- 4 業者の選定にあたっては、前項事項に加え、次の各号に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。
 - (1) 工事施工能力
 - (2) 経営規模及び信用状況
 - (3) 履行中の契約件数及び契約高
 - (4) 契約の履行実績(建設工事にあっては、工事成績及び技術力)
 - (5) 労働福祉の状況
 - (6) 倒産等に関係する情報

(選定基準の特例)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず過去に、愛知県内において工事実績を有し、かつ、その成績が特に優秀と認められる者に限り、次に定めるところにより候補者として選定することができる。

- (1)町内業者及び準町内業者
- (2) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (3) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- (4)特定の機械又は技術を必要とする工事
- (5)特異工事
- (6)前各号の外、これらに準ずる特別の事由があるとき。

別表第2の 格付基準 全等級

- 2 町内業者及び準町内業者の取扱いの基準については別に定める。 (選定の優先順位)
- 第7条の2 建設工事の業者を選定するときは、次の要件をすべて満たし地元貢献が認められる町内業者及び準町内業者を優先するものとする。
 - (1) 町内に住所を有する者を雇用するなど地元経済の活性化に寄与していること。
 - (2) 工事現場等への距離が近く、現場に関する知識を有しており、契約の確実な履行が期待できること。
 - (3) 災害時の復旧作業への要請に対し速やかに対応できる体制が整っていること。
 - (4) 町内に法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を有していること。 (共同企業体の特例等)
- 第8条 共同企業体の資格審査は、その構成員全員が審査会において入札参加資格申請による資格審査を行い、申請を受理した業者でなければならない。
- 2 共同企業体の格付は、構成員の総合評定値を勘案して選定するものとする。 (随意契約者の選定)
- 第9条 随意契約の見積者の選定等は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適 正な業者を選定するものとする。

(雑 則)

- 第10条 この要領で定めるものを除くほか、必要な事項は審査会において定める。 附 則
 - この要領は、平成2年5月1日から施行する。

附則

- この要領は、平成7年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成10年8月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

等 級 区 分

(1) 土木一式工事

等級	工事の設計金額					
A	2億円以上					
В	2,000万円以上 2億円未満					
C	2,000万円未満					

(2) 建築一式工事・水道施設工事

等級		工	事	の	設	計	金	額	
A	2	2億円以上							
В	2	2,000万円以上 2億円未満							
C	2	2,000万円未満							

(3) 舗装工事・その他工事

等級	工事の設計金額					
A	1億円以上					
В	1,000万円以上 1億円未満					
С	1,000万円未満					

別表第2

格付基準

(1) 土木工事業者

等級	総	合 評	定	値
A	1, 100.	以上		
В	800.	以上 1,	100未満	
С	8 0 0	未満		

(2) 建築工事業者・水道施設工事業者

等	級	総	合	評	定	値
А		1, 10	0以上			
В		6 0	0以上	1,	100未済	茜
C		6 0	0未満			

(3) 舗装工事業者・その他工事業者

等級	総	合	評	定	値
А	8 0	0以上			
В	6 0	0以上		800未満	茜
С	6 0	0未満			

※総合評定値とは、法第27条の29の規定に基づいて定めた数値をいう。